

## 【表紙】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】                   | 関東財務局長   |
| 【提出日】                   | 平成30年4月9日  |
| 【会社名】                   | アイペット損害保険株式会社  |
| 【英訳名】                   | ipet Insurance CO., Ltd.   |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平   |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都港区六本木一丁目8番7号  |
| 【電話番号】                  | 03-5574-8615   |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太  |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都港区六本木一丁目8番7号  |
| 【電話番号】                  | 03-5574-8615   |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太  |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式   |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集<br>994,500,000円<br>売出金額<br>(引受人の買取引受による売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し<br>639,557,500円<br>(オーバーアロットメントによる売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し<br>279,857,500円<br>(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】              | 該当事項はありません。  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月22日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年3月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集450,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し337,400株（引受人の買取引受による売出し234,700株・オーバーアロットメントによる売出し102,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成30年4月6日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正し、また、「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」及び「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（ストック・オプション等関係）」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）  
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 4 当社指定販売先への売付け（親引け）について

### 第二部 企業情報

#### 第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 4 事業等のリスク

#### 第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
  - (2) 新株予約権等の状況

#### 第5 経理の状況

- 1 財務諸表等
  - (1) 財務諸表  
注記事項  
(ストック・オプション等関係)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類   | 発行数（株）      | 内容  |
|------|-------------|---|
| 普通株式 | 450,000（注）3 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

（注）1 平成30年3月22日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、平成30年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類   | 発行数(株)  | 内容  |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 450,000 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 平成30年3月22日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年3月22日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

## 2【募集の方法】

（訂正前）

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年4月6日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数（株）  | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   | -       | -           | -           |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | -       | -           | -           |
| ブックビルディング方式      | 450,000 | 994,500,000 | 585,000,000 |
| 計（総発行株式）         | 450,000 | 994,500,000 | 585,000,000 |

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,600円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,600円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,170,000,000円となります。

（訂正後）

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年4月6日開催の取締役会において決定された払込金額（2,210円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数（株）  | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円）        |
|------------------|---------|-------------|--------------------|
| 入札方式のうち入札による募集   | -       | -           | -                  |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | -       | -           | -                  |
| ブックビルディング方式      | 450,000 | 994,500,000 | <u>613,125,000</u> |
| 計（総発行株式）         | 450,000 | 994,500,000 | <u>613,125,000</u> |

（注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（2,600円～2,850円）の平均価格（2,725円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 仮条件（2,600円～2,850円）の平均価格（2,725円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,226,250,000円となります。

### 3【募集の条件】

#### (2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格<br>(円) | 引受価額<br>(円) | 発行価額<br>(円) | 資本組入<br>額(円) | 申込株数<br>単位<br>(株) | 申込期間                               | 申込証拠<br>金(円) | 払込期日          |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|------------------------------------|--------------|---------------|
| 未定<br>(注)1  | 未定<br>(注)1  | 未定<br>(注)2  | 未定<br>(注)3   | 100               | 自 平成30年4月18日(水)<br>至 平成30年4月23日(月) | 未定<br>(注)4   | 平成30年4月24日(火) |

(注)1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年4月6日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成30年4月6日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年4月17日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成30年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年4月17日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成30年4月25日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、平成30年4月10日から平成30年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格<br>(円) | 引受価額<br>(円) | 発行価額<br>(円) | 資本組入<br>額(円) | 申込株数<br>単位<br>(株) | 申込期間                               | 申込証拠<br>金(円) | 払込期日          |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|------------------------------------|--------------|---------------|
| 未定<br>(注) 1 | 未定<br>(注) 1 | 2,210       | 未定<br>(注) 3  | 100               | 自 平成30年4月18日(水)<br>至 平成30年4月23日(月) | 未定<br>(注) 4  | 平成30年4月24日(火) |

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は2,600円以上2,850円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(2,210円)及び平成30年4月17日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成30年3月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成30年4月17日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成30年4月25日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、平成30年4月10日から平成30年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額(2,210円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。



## 4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称       | 住所                | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件  |
|------------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 未定           | 1 買取引受けによります。<br>2 引受人は新株式払込金として、平成30年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |              |   |
| マネックス証券株式会社      | 東京都港区赤坂一丁目12番32号  |              |   |
| 岡三証券株式会社         | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 |              |   |
| いちよし証券株式会社       | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 |              |   |
| S B I 証券株式会社     | 東京都港区六本木一丁目6番1号   |              |   |
| 計                | -                 | 450,000      | -   |

(注) 1 引受株式数は、平成30年4月6日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月17日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称       | 住所                | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件  |
|------------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 367,900      | 1 買取引受けによります。<br>2 引受人は新株式払込金として、平成30年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 13,700       |   |
| マネックス証券株式会社      | 東京都港区赤坂一丁目12番32号  | 34,200       |   |
| 岡三証券株式会社         | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 13,700       |   |
| いちよし証券株式会社       | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 | 13,700       |   |
| 株式会社S B I証券      | 東京都港区六本木一丁目6番1号   | 6,800        |   |
| 計                | -                 | 450,000      | -   |

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成30年4月17日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,170,000,000 | 11,000,000   | 1,159,000,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,600円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年4月6日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,226,250,000 | 11,000,000   | 1,215,250,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(2,600円~2,850円)の平均価格(2,725円)を基礎として算出した見込額であります。平成30年4月6日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

## (訂正前)

上記の手取概算額1,159,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限266,085千円については、基幹システム開発にかかる設備投資及び開発費用として平成29年10月から平成31年11月までに535,000千円を、業務支援システム開発にかかる設備投資費用として平成30年4月から平成32年3月までに440,000千円、商品対応システムにかかる設備投資費用として平成31年11月から平成32年3月までに70,000千円、業務支援システム開発にかかる設備投資費用として平成30年4月から平成32年3月までに440,000千円、商品対応システムにかかる設備投資費用として平成31年11月から平成32年3月までに70,000千円、また、事業拡大及び人員増加に伴う札幌支店の移転にかかる建物等の投資として平成30年10月から平成30年12月までに8,000千円、本社増床にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成30年11月から平成31年1月までに154,000千円、青森事業所の移転にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成31年10月から平成31年12月までに198,000千円を充当する予定であります。

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等については現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支出時期が決定するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## (訂正後)

上記の手取概算額1,215,250千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限278,878千円については、基幹システム開発にかかる設備投資及び開発費用として平成29年10月から平成31年11月までに535,000千円を、業務支援システム開発にかかる設備投資費用として平成30年4月から平成32年3月までに440,000千円、商品対応システムにかかる設備投資費用として平成31年11月から平成32年3月までに70,000千円、また、事業拡大及び人員増加に伴う札幌支店の移転にかかる建物等の投資として平成30年10月から平成30年12月までに8,000千円、本社増床にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成30年11月から平成31年1月までに154,000千円、青森事業所の移転にかかる敷金及び内装等の設備資金として平成31年10月から平成31年12月までに198,000千円を充当する予定であります。

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等については現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支出時期が決定するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数（株）            |         | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称                                    |
|----------|-------------------|---------|-------------|--|
| 普通株式     | 入札方式のうち入札による売出し   | -       | -           | -  |
|          | 入札方式のうち入札によらない売出し | -       | -           | -  |
|          | ブックビルディング方式       | 234,700 | 610,220,000 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1号<br>みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社<br>234,700株 |
| 計（総売出株式） | -                 | 234,700 | 610,220,000 | -  |

- （注）1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,600円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

平成30年4月17日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数（株）            |         | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称                                    |
|----------|-------------------|---------|-------------|--|
| 普通株式     | 入札方式のうち入札による売出し   | -       | -           | -  |
|          | 入札方式のうち入札によらない売出し | -       | -           | -  |
|          | ブックビルディング方式       | 234,700 | 639,557,500 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番1号<br>みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社<br>234,700株 |
| 計(総売出株式) | -                 | 234,700 | 639,557,500 | -  |

- （注）1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、仮条件（2,600円～2,850円）の平均価格（2,725円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名<br>又は名称   |
|----------|-----------------------|---------|----------------|-------------------------------|
| 普通株式     | 入札方式のうち入札<br>による売出し   | -       | -              | -                             |
|          | 入札方式のうち入札<br>によらない売出し | -       | -              | -                             |
|          | ブックビルディング<br>方式       | 102,700 | 267,020,000    | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号<br>大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | -                     | 102,700 | 267,020,000    | -                             |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年4月25日から平成30年5月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,600円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円)     | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名<br>又は名称   |
|----------|-----------------------|---------|--------------------|-------------------------------|
| 普通株式     | 入札方式のうち入札<br>による売出し   | -       | -                  | -                             |
|          | 入札方式のうち入札<br>によらない売出し | -       | -                  | -                             |
|          | ブックビルディング<br>方式       | 102,700 | <u>279,857,500</u> | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号<br>大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | -                     | 102,700 | <u>279,857,500</u> | -                             |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年4月25日から平成30年5月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(2,600円~2,850円)の平均価格(2,725円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## ２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数         | 当社普通株式 102,700株   |
| 募集株式の払込金額          | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）   |
| 割当価格               | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）   |
| 払込期日               | 平成30年5月28日  |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号<br>株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店  |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年3月22日及び平成30年4月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 募集株式の種類及び数         | 当社普通株式 102,700株   |
| 募集株式の払込金額          | 1株につき2,210円   |
| 割当価格               | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）   |
| 払込期日               | 平成30年5月28日  |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号<br>株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店  |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年5月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 4．当社指定販売先への売付け（親引け）について

（訂正前）

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち6,500株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

（訂正後）

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち6,500株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

##### （1）親引け予定先の概要

|           |                 |                               |
|-----------|-----------------|-------------------------------|
| 名称        | アイペット損害保険従業員持株会 |                               |
| 本店所在地     | 東京都港区六本木一丁目8-7  |                               |
| 代表者の役職・氏名 | 理事長 中川 裕之       |                               |
| 当社との関係    | 資本関係            | 親引け予定先が保有している当社の株式の数：157,040株 |
|           | 人的関係            | 該当事項ありません。                    |
|           | 取引関係            | 該当事項ありません。                    |
|           | 関連当事者への該当状況     | 該当事項ありません。                    |

##### （2）親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

##### （3）親引けしようとする株券等の数

6,500株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて平成30年4月17日に決定する予定であります。

##### （4）親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

##### （5）親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

##### （6）親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

##### （7）親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成30年10月21日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及び可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

##### （8）発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

## (9) 親引け後の大株主の状況

現在の株主の状況

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 株式会社ドリームインキュベータ         | 3,034,002株        |
| みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 | 234,700株          |
| YCP Holdings Limited    | 234,000株          |
| 株式会社フォーカス               | 234,000株          |
| 双日株式会社                  | 234,000株          |
| 株式会社ソウ・ツー               | 210,000株          |
| アイペット損害保険従業員持株会         | 157,040株          |
| 山村 鉄平                   | 51,500株 (26,500株) |
| 工藤 雄太                   | 51,500株 (26,500株) |
| 田中 聡                    | 51,500株 (26,500株) |

公募による新株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 株式会社ドリームインキュベータ      | 3,034,002株        |
| YCP Holdings Limited | 234,000株          |
| 株式会社フォーカス            | 234,000株          |
| 双日株式会社               | 234,000株          |
| 株式会社ソウ・ツー            | 210,000株          |
| アイペット損害保従業員持株会       | 163,540株          |
| 山村 鉄平                | 51,500株 (26,500株) |
| 工藤 雄太                | 51,500株 (26,500株) |
| 田中 聡                 | 51,500株 (26,500株) |
| 秋元 康                 | 47,000株           |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分（最大102,700株）は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は上限である6,500株として算定しており、公募増資等の価格等の決定日（平成30年4月17日）において変更される可能性があります。

3 ( )内は、大株主が所有する新株予約権による潜在株式数であり、内数であります。

## (10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

## (11) その他参考となる事項

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1)業績

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（訂正前）

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行い、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範及び倫理規範を制定するとともに、経営層による全従業員との対話集会を実施し、全役職員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度末より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%減）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（訂正後）

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行き、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範及び倫理規範を制定するとともに、経営層による全従業員との対話集会を実施し、全役職員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度末より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%増）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 4【事業等のリスク】

## (2) 当社の損害保険事業に係るリスク

異常危険準備金の取崩しが発生するリスク

## (訂正前)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を基準を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 決算年月       | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 異常危険準備金繰入額 | 138     | 163     | 204     | 260     | 322     |
| 異常危険準備金残高  | 405     | 569     | 773     | 1,034   | 1,356   |

## (訂正後)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を基準を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 決算年月       | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 | 平成29年3月 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 異常危険準備金繰入額 | 138     | 163     | 204     | 260     | 322     |
| 異常危険準備金残高  | 405     | 569     | 773     | 1,034   | 1,356   |

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権(い)(平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成20年3月27日取締役会決議)  
(訂正前)

|  | 事業年度末現在<br>(平成29年3月31日)                | 提出日の前月末現在<br>(平成30年2月28日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 2,500(注)1                              | - (注)1                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 2,500(注)1、2                            | - (注)1、2                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 913(注)3                                | 913(注)3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成22年3月28日<br>至平成30年2月1日              | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                   | (注)4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                   | (注)5                      |

(注)1. 行使期間満了に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認められた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。



5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

|  | 事業年度末現在<br>(平成29年3月31日)                | 提出日の前月末現在<br>(平成30年2月28日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 2,500(注)1                              | - (注)1                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 2,500(注)1、2                            | - (注)1、2                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 913(注)3                                | 913(注)3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成20年3月29日<br>至平成30年2月1日              | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                   | (注)4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                   | (注)5                      |

(注)1. 行使期間満了に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 第8回新株予約権（ろ）（平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成21年1月29日取締役会決議）

（訂正前）

|  | 事業年度末現在<br>（平成29年3月31日）                | 提出日の前月末現在<br>（平成30年2月28日） |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個）                             | 550（注）1                                | -（注）1                     |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 550（注）1、2                              | -（注）1、2                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 913（注）3                                | 913（注）3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成23年1月30日<br>至 平成30年2月1日            | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                   | （注）4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | （注）5                                   | （注）5                      |

（注）1．平成29年12月31日、当該新株予約権550個はすべて行使されました。

- 2．新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3．新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

- 4．新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

|  | 事業年度末現在<br>(平成29年3月31日)                | 提出日の前月末現在<br>(平成30年2月28日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 550(注)1                                | - (注)1                    |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 550(注)1、2                              | -(注)1、2                   |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 913(注)3                                | 913(注)3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成21年1月31日<br>至平成30年2月1日              | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                   | (注)4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                   | (注)5                      |

(注)1.平成29年12月31日、当該新株予約権550個はすべて行使されました。

- 2.新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3.新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

- 4.新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 第9回新株予約権（い）（平成21年6月30日定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議）

（訂正前）

|  | 事業年度末現在<br>（平成29年3月31日）                | 提出日の前月末現在<br>（平成30年2月28日） |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個）                             | 1,090（注）1                              | 940（注）1                   |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 1,090（注）1、2                            | 940（注）1、2                 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 913（注）3                                | 913（注）3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成23年7月1日<br>至 平成31年6月30日            | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                   | （注）4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | （注）5                                   | （注）5                      |

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。



5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

|  | 事業年度末現在<br>(平成29年3月31日)                | 提出日の前月末現在<br>(平成30年2月28日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 1,090(注)1                              | 940(注)1                   |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 1,090(注)1、2                            | 940(注)1、2                 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 913(注)3                                | 913(注)3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成21年7月2日<br>至平成31年6月30日              | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                   | (注)4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                   | (注)5                      |

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 第10回新株予約権（い）（平成22年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年6月28日取締役会決議）

（訂正前）

|  | 事業年度末現在<br>（平成29年3月31日）                | 提出日の前月末現在<br>（平成30年2月28日） |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個）                             | 1,370（注）1                              | 1,320（注）1                 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                     | 1,370（注）1、2                            | 1,320（注）1、2               |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 913（注）3                                | 913（注）3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成24年7月1日<br>至 平成32年6月28日            | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | （注）4                                   | （注）4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | （注）5                                   | （注）5                      |

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

|  | 事業年度末現在<br>(平成29年3月31日)                | 提出日の前月末現在<br>(平成30年2月28日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個)                             | 1,370(注)1                              | 1,320(注)1                 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                   | -                                      | -                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                                   | 同左                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 1,370(注)1、2                            | 1,320(注)1、2               |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 913(注)3                                | 913(注)3                   |
| 新株予約権の行使期間                             | 自平成22年7月2日<br>至平成32年6月28日              | 同左                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 913<br>資本組入額 457                  | 同左                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)4                                   | (注)4                      |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左                        |
| 代用払込みに関する事項                            | -                                      | -                         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | (注)5                                   | (注)5                      |

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4 に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 第5【経理の状況】

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

(訂正前)

|                                 | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(い)  | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(ろ)  | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(い)  |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社従業員 41名   | 当社取締役 2名<br>当社従業員 15名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 29名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 19,700株  | 普通株式 7,500株   | 普通株式 7,730株   |
| 付与日                             | 平成20年3月28日  | 平成21年1月30日  | 平成21年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成22年3月28日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成23年1月30日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成23年7月1日から<br>平成31年6月30日まで   |

|                                 | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(ろ)  | 平成22年ストック・オプション<br>第10回新株予約権(い)   |
|---------------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社取締役 3名  | 当社取締役 1名<br>当社従業員 28名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 7,500株   | 普通株式 6,130株   |
| 付与日                             | 平成21年10月23日   | 平成22年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成23年7月1日から<br>平成31年6月30日まで   | 平成24年7月1日から<br>平成32年6月28日まで   |

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。



(訂正後)

|                                 | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(い)  | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(ろ)  | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(い)  |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社従業員 41名   | 当社取締役 2名<br>当社従業員 15名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 29名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 19,700株  | 普通株式 7,500株   | 普通株式 7,730株   |
| 付与日                             | 平成20年3月28日  | 平成21年1月30日  | 平成21年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成20年3月29日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成21年1月31日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成21年7月2日から<br>平成31年6月30日まで   |

|                                 | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(ろ)  | 平成22年ストック・オプション<br>第10回新株予約権(い)   |
|---------------------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社取締役 3名  | 当社取締役 1名<br>当社従業員 28名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 7,500株   | 普通株式 6,130株   |
| 付与日                             | 平成21年10月23日   | 平成22年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成21年10月24日から<br>平成31年6月30日まで   | 平成22年7月2日から<br>平成32年6月28日まで   |

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

(訂正前)

|                                 | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(い)  | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(ろ)  | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(い)  |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社従業員 41名   | 当社取締役 2名<br>当社従業員 15名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 29名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 19,700株  | 普通株式 7,500株   | 普通株式 7,730株   |
| 付与日                             | 平成20年3月28日  | 平成21年1月30日  | 平成21年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成22年3月28日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成23年1月30日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成23年7月1日から<br>平成31年6月30日まで   |

|                                 | 平成22年ストック・オプション<br>第10回新株予約権(い)   | 平成28年ストック・オプション<br>第11回新株予約権(い)   | 平成28年ストック・オプション<br>第11回新株予約権(ろ)   |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社取締役 1名<br>当社従業員 28名   | 当社取締役 3名<br>当社従業員 31名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 17名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 6,130株   | 普通株式 227,500株   | 普通株式 20,500株  |
| 付与日                             | 平成22年7月1日   | 平成28年5月27日  | 平成29年2月24日  |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成24年7月1日から<br>平成32年6月28日まで   | 平成30年5月28日から<br>平成38年3月23日まで  | 平成31年2月25日から<br>平成38年3月23日まで  |

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(訂正後)

|                                 | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(い)  | 平成20年ストック・オプション<br>第8回新株予約権(ろ)  | 平成21年ストック・オプション<br>第9回新株予約権(い)  |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社従業員 41名   | 当社取締役 2名<br>当社従業員 15名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 29名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 19,700株  | 普通株式 7,500株   | 普通株式 7,730株   |
| 付与日                             | 平成20年3月28日  | 平成21年1月30日  | 平成21年7月1日   |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成20年3月29日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成21年1月31日から<br>平成30年2月1日まで   | 平成21年7月2日から<br>平成31年6月30日まで   |

|                                 | 平成22年ストック・オプション<br>第10回新株予約権(い)   | 平成28年ストック・オプション<br>第11回新株予約権(い)   | 平成28年ストック・オプション<br>第11回新株予約権(ろ)   |
|---------------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数<br>(注)1            | 当社取締役 1名<br>当社従業員 28名   | 当社取締役 3名<br>当社従業員 31名   | 当社取締役 1名<br>当社従業員 17名   |
| 株式の種類別の<br>ストック・オプションの数<br>(注)2 | 普通株式 6,130株   | 普通株式 227,500株   | 普通株式 20,500株  |
| 付与日                             | 平成22年7月1日   | 平成28年5月27日  | 平成29年2月24日  |
| 権利確定条件                          | 権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 | 権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。 |
| 対象勤務期間                          | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  | 対象期間の定めはありません。  |
| 権利行使期間                          | 平成22年7月2日から<br>平成32年6月28日まで   | 平成30年5月28日から<br>平成38年3月23日まで  | 平成31年2月25日から<br>平成38年3月23日まで  |

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。